

特許紛争と対策

特 許 庁

(社) 発明協会アジア太平洋工業所有権センター

©2011

執筆協力：永代総合法律事務所
弁護士 林 いづみ

目 次

I. 概要.....	1
1. 特許権侵害の発見～対策の検討.....	1
2. 警告書の送付	3
3. 交渉.....	3
4. 訴訟またはADR	4
II. 特許権侵害論の論点	5
1. 総論.....	5
2. 特許権の侵害の成否をめぐる論点【文言侵害】	6
3. 均等論.....	7
4. 間接侵害.....	8
5. 信義則による限定解釈	9
6. 「機能的クレーム」類型.....	9
7. 「プロダクト・バイ・プロセス・クレーム」類型.....	10
8. 権利行使制限の抗弁（特許法第 104 条の 3 第 1 項、2005 年 4 月 1 日施行）	10
III. 特許権侵害の民事訴訟手続.....	12
1. 特許侵害訴訟の審理	12
2. 特許権侵害訴訟の特別裁判管轄.....	17
3. 知的財産高等裁判所	18
4. 控訴審の管轄	19
IV. 裁判外紛争解決制度「Alternative Dispute Resolution (ADR)」.....	21
1. 総論.....	21
2. ADRの種類	21
3. 関連する法律：仲裁法とADR法.....	22
4. 仲裁と調停.....	22
5. ADRのメリット	23
6. 調停から仲裁へ	24

V. 水際対策.....	25
1. 総論.....	25
2. 差止申立制度の概要	26
3. 認定手続の概要	27
4. 専門委員制度の概要	30
5. その他.....	31
VI. 刑事手続.....	32

I. 概要

1. 特許権侵害の発見～対策の検討

(1) 他人が無断で業として特許発明を実施すれば権利の侵害となり、特許権者は、次のとおり民事上、刑事上、水際差止の救済を受けることができる（なお、専用実施権者も設定の範囲内において救済を受けることができるが、通常実施権者は救済を受けることができない。）。

特許権者が、特許権侵害行為を発見するきっかけは、顧客からの類似品についての問い合わせや国内外の見本市など、日常的な営業活動が多いが、最近ではインターネットを利用した調査も重要である。

権利侵害を発見した場合には、以下のような十分かつ慎重な検討を行う必要がある。

(2) 自分の権利の確認

自分の日本内外の特許について、特許庁HP等で、特許原簿を確認し、登録が有効に存在するか、登録名義は変更されていないか、特許期間は満了していないかを確認することが必要である（特許法67条 特許権の効力は、出願から20年をもって終了する。）。なお、実用新案権者が権利行使を行うときには、実用新案技術評価書を請求すべきことに、特に注意が必要である。実用新案権は実体審査を経ずに付与される権利である。権利の濫用を防止し、第三者に不測の不利益を与えることを回避するため、実用新案権者は、権利の有効性に関する客観的な判断材料である実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければ、権利を行使することができない（実用新案法第29条の2）。実用新案技術評価書を提示せずに行った警告や訴訟の提起は、有効な権利行使には当たらないものと考えられ、これにより相手側に損害を与えた場合には、これを賠償する責任を負うことになる。

図1：日本の知的財産権制度の概要

	保護の対象	保護期間
特許権	発明	出願から20年間
実用新案権	物品の形状等の発明	出願から10年間（改正前の法律では6年間）
意匠権	物品のデザイン	登録から20年間（改正前の法律では15年間）
商標権	商標	登録から10年間（存続期間の更新あり）
著作権	文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の感情表現	著作者の死後50年間（法人の場合公表から50年間）（映画フィルムの場合公表から70年間）
回路配置利用権	半導体集積回路の回路配置の利用	登録から10年間
育成者権	植物の新品種	登録から25年間（種苗法第2章に該当する品種では30年間）
不正競争防止法	商品の著名な表示惹起、原産地の情報に係る誤認惹起の禁止。営業秘密。	-

(3) 相手の実施状態の把握

侵害如何の判断及び権利行使の際の立証のためにも、できるだけ、侵害品等の証拠を確保する必要がある。製造方法等の方法の発明の場合は、侵害の発見が困難であるが、当該方法を用いて製造された製品を入手するよう努力すべきである。入手できた相手方の製品について、できるかぎり成分や構造を分析して特定し、その内容を証拠化する。

また、損害賠償請求のためには、侵害品の販売ルートや数量等の把握に努めることが重要である。

(4) 権利範囲と相手の実施内容の比較（侵害の認定）

入手した情報を材料として、自分の権利の有効性、権利範囲、自分の権利について進歩性、新規性などの点で、無効理由がないか、相手の実施行為が自分の権利の範囲内の行為であるかの比較検討等を行う。

ここで「権利範囲」とは、特許発明の「技術的範囲」（特許請求の範囲）を意味する。特許公報を入手し、特許請求の範囲の記載を中心に特許発明の技術的範囲がどこまで及ぶかを検討する。具体的には、自分の特許権の特許請求の範囲を構成要件に分説し、それと相手方の製品を対比させたクレームチャートを作って比較する。

後述するとおり、特許発明の技術的範囲は、明細書の特許請求の範囲の記載に基づいて定められるが（特許法第70条）、特許請求の範囲を正確に読むためには、出願時の技術水準を把握し、出願前の公知文献などを調査することが必要である。この点は、専門的な判断になるので、特許庁や日本知的財産仲裁センターによる判定制度や弁理士・弁護士の鑑定を活用することが有益である。なお、特許発明の技術的範囲については、特許庁に判定を求めることができる（特許法第71条）。この判定結果は法的拘束力を有しませんが、権利付与官庁の公式見解であるため権威ある判断の1つとされている。

ただし特許庁による判定制度は技術的範囲の判定に限り、また、相手方にも内容が知られてしまう双方判定であるので結果によってはリスクがある。これに対して、日本知的財産仲裁センターにおけるセンター判定制度は、技術的範囲の判定のみならず、登録の有効性の判定（無効判定という。）や、相手方に結果を知られない単独判定の制度もあり、有益である。すなわち、日本知的財産仲裁センターでは、特許発明の技術的範囲に属するかどうかを判断する「範囲判定」、及び、特許に無効事由があるかどうかを判断する「無効判定」の判定サービスを提供している。特許庁が行っている判定（特許法第71条、実用新案法第26条、意匠法第25条、商標法第28条）と区別するために「センター判定」と呼んでいる。具体的には、範囲判定とは、(1) 特定の物若しくは方法が、特許発明又は登録実用新案の技術的範囲に属するか否か。(2) 特定の意匠が、登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属するか否か。(3) 特定の標章が、商標権又は防護標章登録に基づく権利の効力の範囲に属するか否か。を判断するものである。また、「無効判定とは、」特定の特許、実用新案登録、意匠登録又は商標登録（防護標章登録を含む。以下同じ。）について特許又は登録に無効事由があるか否かの判断を行いものである。このセンター判定は、申立人の選択するところにより、申立人が提出した主張及び証拠資料に基づいて行う単独判定と、申立人及び申立人が指定した被申立人がそれぞれ提出した主張及び証拠資料に基づき行う双方判定がある。

2. 警告書の送付

相手の行為が侵害であるとの確証が得られるならば侵害者に警告をする。警告は、通常は証拠を残すために、内容証明付き配達証明郵便で行う（同郵便の郵便局への発送手続はインターネットにより行うことができる）。警告書には、自分の権利の存在、相手方の侵害事実の指摘、侵害行為の中止や損害賠償請求等の要求、回答先と回答期限等を記載する。権利者は、相手方に対する警告書の送付と並行して、または、警告書を出さずに仮処分申請や本訴を提起することもできる。なお、この段階で、相手方ユーザーに対して相手方製品が特許権侵害の疑いがあることを告知することもできるが、かかる告知行為は、結果的に裁判所において非侵害と判断された場合（裁判時に特許に無効理由があると判断された場合を含む）には、虚偽の事実の告知による営業妨害として不正競争行為（不正競争防止法2条1項14号）に該当するリスクがあることに注意すべきである。

警告書を受領した相手方は、上記1の（1）乃至（3）と同様の調査を自らの立場で行って、警告に対する回答方針を検討することになる。相手方は、検討の結果、相手方の実施行為が、警告にかかる特許発明の技術的範囲に属すると判断された場合には、故意責任を免れるように、直ちに実施行為を中止するか、実施許諾又は権利譲渡を受け、正当に実施できるよう交渉する。また、検討の結果、特許権に無効理由を発見したときは、特許無効の審判を請求（特許法第123条）して警告に対抗することもできる。特許を無効とする審決が確定すると、特許ははじめからなかったものとみなされるので、警告自体その根拠を失うことになる。また、相手方は先使用等による実施権があるか、特許権の効力の及ばない範囲の実施に相当するか等も調査する。

他方、相手方の実施行為が警告にかかる特許発明の技術的範囲に属しないと判断された場合には、侵害事実がない旨を回答するとともに、将来の訴訟に備えて鑑定書、正当理由資料等の証拠の準備をしておく。例えば、警告者が裁判所に仮処分の申請した場合には、裁判所に上申書を提出して、こちらの意見主張の機会を与えて欲しい旨の申し出をすることになる。相手方は、警告者からの訴訟提起を待つことなく、差止請求権、損害賠償請求権の不存在確認の訴訟を起こすこともできる。また、警告者が、相手方の顧客に対して、相手方による特許権侵害を告知しているときには、不正競争防止法2条1項14号違反行為（虚偽事実の流布による営業誹謗行為）として、裁判所に対して、差止・損害賠償請求訴訟を提訴することもできる。

3. 交渉

相手方が警告に従って侵害行為の中止や設計変更をしたり、権利者に実施料を支払って実施許諾等を受ける場合には、両者の間で和解交渉して、和解契約書を作成して解決する。相手方としては、和解による解決の意思はある場合でも、相手方から特許の無効理由を提示して有利な和解条件を獲得する場合もある。和解契約は、合意した和解条件の他には互いに債権債務が存在しないことを約束するものである。合意の内容（設計変更の具体的内容やライセンスの範囲・条件等）は十分に特定すべきである。また、和解合意の履行を確保するために、和解合意に違反した場合の違約金や紛争解決方法についても和解契約において定めておくべきである。

図2 : Dispute on infringement of patent right (pre-suit dispute)

— Key points of offence and defense —

- Analyses by a Patentee (Identification of infringer' s acts, Infringement reasoning, Validity of patent (invalidation reasoning), Anticipated defense)
- Warning Letter (Patentee → Non-patentee)
- Analyses by a Non-patentee (Identification of acts, Infringement reasoning, Invalidation reasoning, defense, how to deal with the warning)
- Written response (Non-patentee → Patentee)
- Consideration and implementation of pre-suit negotiation

4. 訴訟またはADR

他方、当事者間同士の直接の交渉で解決できない場合には、権利者は、裁判所に、訴訟（本訴、仮処分申請）を提訴（損害賠償請求は本訴で行う）するほか、裁判外での紛争解決手段として、日本知的財産仲裁センター等の調停制度、仲裁制度、判定制度等を利用することで解決を図ることもできる。裁判外紛争解決手続（ADR：Alternative Dispute Resolution）参照）とは、訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続であり、仲裁（当事者双方が紛争の解決を第三者に委ね、その判断に従うことによって争いを解決すること。両当事者がその旨の合意（仲裁契約）をすれば、裁判所に出訴する権利は失う。）や調停（紛争を解決するため、第三者が当事者間を仲介し、双方の互譲に基づく合意によって紛争の処理を図ること。）や仲介、斡旋等の手続をいう。裁判による解決と比較し、手続は非公開、紛争の解決に実体法はとらわれない、法律専門家に頼らずに当事者間で紛争を解決しうるため原則として弁護士費用や鑑定費用は不要といったメリットがある（詳細は、IV 裁判外紛争解決手続参照）。

II. 特許権侵害論の論点

1. 総論

(1) 特許権が侵害された場合の救済手段として、差止請求権(100条)、損害賠償請求権(民709条、特許法102条)、信用回復措置請求権(106条)、不当利得返還請求権(民法703条、704条)が認められる。

差止請求権(特許法100条)については、特許権者又は専用実施権者は、自己の特許権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。また、特許権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物(物を生産する方法の特許発明にあっては、侵害の行為により生じた物を含む。102条1項において同じ。)の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。また、損害賠償請求については、損害の額の推定規定がある(特許法102条)。また、他人の特許権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があつたものと推定する(特許法103条)。物を生産する方法の発明について特許がされている場合において、その物が特許出願前に日本国内において公然知られた物でないときは、その物と同一の物は、その方法により生産したものと推定する(特許法104条)。故意又は過失により特許権又は専用実施権を侵害したことにより特許権者又は専用実施権者の業務上の信用を害した者に対しては、裁判所は、特許権者又は専用実施権者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、特許権者又は専用実施権者の業務上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる(106条)。

(2) 特許侵害訴訟における審理促進のための諸規定が設けられている。具体的態様の明示義務(特許法104条の2)、損害計算のための鑑定(特許法105条の2)、相当な損害額の認定(特許法105条の3)。また、裁判所は105条1項ただし書に規定する「書類の所持者において提出を拒むことについて正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは」、105条2項に定めるインカメラ審理手続(裁判官室の中での非公開審理制度)において書類の所持者にその提示をさせることができ、この場合に文書提出命令申立人側の関与を認めることができる(105条3項)。この際に、裁判所は、当事者の申立により、相手方の営業秘密の開示を受ける者に対して刑事罰の制裁をもって訴訟目的外使用禁止及び秘密保持命令を受けていない第三者への開示禁止を命ずる秘密保持命令を発令することができる(105条の4～105条の6、200条の2、201条)。

図3 : Order to keep confidentiality
Protective Order

- enacted on April 1, 2005
- to ensure that litigation proceeds swiftly
- the Patent Law, the Design Law, the Trademark Law, the Unfair Competition Prevention Law and Copyright Law.
- If a defendant has sufficient reason to refuse disclosure of documents due to a trade secret, the court can order the parties and attorneys not to reveal any trade secrets to a third party and to use the information only for prosecution of the patent litigation and can then order the defendant to submit the documents.

2. 特許権の侵害の成否をめぐる論点【文言侵害】

図4 : Key Points of Dispute on Infringement of Patent Right

①Infringement reasoning

- Whether or not the defendant's product falls under the technical scope of invention for the patent right
- Break down the claim into its elements to consider whether or not the constitution of the defendant's product falls under the scope of claims

②Defense based on restriction on exercising the rights of the patentee (invalidation reasoning)

- Whether or not the patent concerned is to be invalidated through an invalidation trial of the patent right
- If it is to be invalidated, execution of the patent right is not allowed.

(1) 特許を受けた発明(特許発明)について特許権が及ぶ範囲を、当該特許発明の「技術的範囲」(クレーム←米国特許法における特許請求の範囲を指す用語)と呼び、願書に添付した「特許請求の範囲」の記載に「基づいて」定められる(70条1項)。特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するに当たっては、明細書の記載および図面を考慮する必要がある(70条2項)。

(2) 特許請求の範囲には、「各請求項ごとに特許出願人により特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべて」を記載することが求められているから(36条5項前段)、特許請求の範囲に記載されている各要件(これらを「構成要件」と呼ぶ)の一部でも欠くものは特許発明の技術的範囲に属さない(これをオール・エレメント・ルールという。後述する、均等論および間接侵害はこのルールの例外である。)

(3) 特許侵害は、特許請求の範囲に記載された発明を業として実施する場合に成立する(＝直接侵害)。第三者の対象製品等が特許権を侵害しているか否かを判断するには、特許請求の範囲を構成要件ごとに分説して、構成要件毎に比較対照していく方法をとる。特許請求の範囲の各構成要件のすべてを充足することによる侵害形態を、均等論と区別するために「文言侵害」という。なお、現在では、侵害論にはいる前に、対象商品の特定について当事者間で合意できない場合には、審理促進の観点から、商品名・型式のみで記載した物件目録を作成して、対象製品と特許発明との対比を行なわれるようになっている。

3. 均等論

均等論とは、オールエレメントルールにより形式的には文言侵害が認められない場合にも、衡平の観点から、実質的な特許権侵害を認める理論である。すなわち、①発明の本質的でない部分(非本質的部分)を②置き換えても特許発明と同一の作用効果を有する場合であって(置換可能性)、③当業者であれば侵害時に容易に置き換えることが可能であるときは(置換容易想到性)、たとえ文言侵害に当たらないとしても特許権侵害であると評価する理論である(ボールスプライン事件・最判平成10・2・24民集52巻1号113頁、特許百選73事件)。同最判は均等論が認められる要件として①～③の要件に加え、④対象製品等が特許発明の特許出願時における公知技術と同一または当業者が出願時に容易に推考できたものではないこと(公知技術からの非容易推考性)及び、⑤対象製品等が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外された物に当たるなどの特段の事情もないこと(特段の事情の不存在)の要件をあげている。同判決が、以上の5要件をあげた趣旨は、あらゆる侵害態様を予想して特許請求の範囲を記載することは困難であり、以上の5要件を充すような場合において、相手方においては、特許請求の範囲に記載された構成の一部を特許出願後に明らかとなった物質・技術等に置き換えることによって特許権者による差止め等の権利行使を容易に免れることができるのであれば、社会一般の発明への意欲を減殺することになり、発明の保護・奨励を通じて産業の発達に寄与するという特許法の目的(1条)、社会正義、衡平の理念に反することとなるからである。」というものである。

ただし、ボールスプライン事件後の日本の判決例では、均等肯定例は1割未満にとどまる。また、均等否定例のうち、第1要件を否定したものが7割、第5要件を否定したものが3割を超える(複数の要件を否定した事案がある)。

均等論の第1要件の「本質的部分ではない」という抽象的な表現の判断方法は、裁判例においてまだ確立されていない。乾燥装置事件控訴審判決(知財高判平成19・3・27(平成18年(ネ)第10052事件))は、「明細書の特許請求の範囲に記載された特許発明の構成のうち、当該発明特有の課題解決のための技術手段を基礎づける技術的思想の中核をなす特徴的部分」と解している。このような「特徴的部分」が何かは、特許公報の発明の詳細な説明における、従来技術、発明が解決しようとする課題、課題を解決するための手段及び作用・効果等についての記載に照らして、特許発明の実質的価値を具現する構成が何であるかを実質的に探究して判断する。

4. 間接侵害

特許権侵害は、均等論のような例外を別として、請求項の構成要件すべてを充足する物あるいは方法を業として実施する場合にのみ成立するのが原則である（＝直接侵害）。しかし、この原則を吊らぬむと、特許製品にのみに用いる部品を販売する行為や、特許方法の使用にのみ用いる装置を販売する行為には特許権の効力が及ばないこととなる。しかし、特許権の保護を全うするためには、かかる侵害の予備的な行為を放置しておくことには問題がある。また、部品の販売自体が業としてなされる場合、特許権者の受ける損害は直接特許製品を販売されるのと大差がない。そこで、特許法101条は、例外として、特許権の直接の侵害には該当しない一定の行為について、特許権を侵害するものとみなしている。

● (侵害とみなす行為) 第一百条

次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

- 一 特許が物の発明についてされている場合において、業として、その物の生産にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
- 二 特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であってその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
- 三 特許が物の発明についてされている場合において、その物を業としての譲渡等又は輸出のために所持する行為
- 四 特許が方法の発明についてされている場合において、業として、その方法の使用にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
- 五 特許が方法の発明についてされている場合において、その方法の使用に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であってその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
- 六 特許が物を生産する方法の発明についてされている場合において、その方法により生産した物を業としての譲渡等又は輸出のために所持する行為

5. 信義則による限定解釈

信義則上、特許発明の技術的範囲を特許請求の範囲より狭く解釈しなければならない場合がある。

(1) 出願経過の参酌による限定解釈(包袋(ほうたい)禁反言)：特許出願の過程において出願人が権利範囲を狭く解釈するような主張を行っていた場合には、当該主張が考慮されて権利範囲が特許請求の範囲の文言本来の意味よりも限定的に解釈されることがある。これは、権利を取得する場面では先行技術との区別を強調するために特許請求の範囲の記載を限定的に解釈しておきながら、権利を行使する場面になって文言どおりの広い権利範囲を主張することを封じるために利用されている法解釈であり、禁反言の一種である。また、出願人が、出願手続において特定の実施態様を除外したと認められる場合、出願人が「意識的限定」をしたと言われることもあるが、これも包袋禁反言の一態様である。

(2) 公知技術の参酌による限定解釈：特許権は新規性要件を充す必要があるため(29条1項)、出願当時の技術(公知技術)は特許請求の範囲の解釈にあたり重要な資料となる。特許請求の範囲に一部の公知技術が含まれている場合は、公知技術を参酌して限定的解釈をしたり、公知部分を除外して特許発明の技術的範囲を定める場合がある。かかる解釈はキルビー判決(最判平成12・4・11民集54巻4号1368頁、特許百選81事件)以前には、裁判所は特許の有効性を判断できないとされていたことから、結論の具体的妥当性を確保するために有用であった。なお、特許請求の範囲が全部公知技術であったときは、後述する権利行使制限の抗弁(104条の3)を主張することができる。

6. 「機能的クレーム」類型

機能的クレームとは、機能的又は抽象的に表現されている構成要件を含む特許請求の範囲をいう(東京地判平成10・12・22判時1674号152頁・磁気媒体カードリーダー事件、特許百選68事件)。先行技術との関係で当該発明の本質的部分と考えられる構成要件について機能的または抽象的に表現されている場合に、当該機能ないし作用効果を果たしうる構成であればすべてその技術的範囲に含まれるとすると、明細書において具体的に公開されていない技術思想に属する構成までもが発明の技術的範囲に含まれることになり、特許権者に広すぎる保護を与えるおそれがある。従って、この場合には、特許権が発明の公開の代償であるという特許法本来の趣旨に戻り、明細書の発明の詳細な説明の記載、出願の経過、出願時の技術水準等を参酌することによって、本来保護が与えられるべき技術的範囲を明らかにするべきであるとされている。ただし、このことは、明細書に記載された実施例に限定するものではなく、当業者が実施しうる構成であれば、特許発明の技術的範囲に含まれる(東京地判昭和62・12・4判タ662号218頁・防煙用仕切壁の取付け構造事件)。

7. 「プロダクト・バイ・プロセス・クレーム」 類型

プロダクト・バイ・プロセス・クレームとは、物の発明であるが、特許請求の範囲内に、当該物の製造方法が記載された場合をいう（東京高判平成 14・6・11 判時 1805 号 124 頁・光ディスク用ポリカーボネート成形材料事件、特許百選 71 事件）。この場合も、物の発明である以上、「製造方法で製造されること自体を要求する趣旨の要件ではなく、右せいぜい方法によって製造された物と、物としての同一性があることを要求する趣旨の要件」と解するべきである。特許権者は、当該製造方法によって特定される構造ないし特性の具体的内容を明らかにした以上、侵害品とされる物質がそれと同一の構造ないし特性を有することを立証する必要がある（東京地判平成 10・9・11 判時 1671 号 137 頁・ポリエチレン延伸フィラメント事件）。ただし、出願経過においてことさらに製造方法を限定するなどの、特許の対象を当該製造方法に限定して解釈すべき事情が存する場合には、特許の対象が当該製造方法に限定される場合がある。

8. 権利行使制限の抗弁（特許法第 104 条の 3 第 1 項、2005 年 4 月 1 日施行）

図5 : Invalidity defense

Creation of Article 104-3 of the Patent Law

- With an amendment of the Patent Law and other laws enacted on April 1, 2005, a defendant is now able to raise the invalidity defense in patent and other I.P litigation.
- The Japanese Supreme Court decided on April 11, 2000 in the Kilby case that if a patent is apparently invalid, a defendant can make a defense of abuse of rights in patent infringement litigation. This is called an apparent invalidity defense. Before this decision, it was difficult for us to adopt this defense.

かつての通説及び実務は、特許の有効性については行政庁たる特許庁が審査・審判（特許無効審判制度 123 条 1 項）によって確認するのであり、裁判所は、特許庁が認めた特許権を有効なものとして取り扱うことが必要であり、侵害者は特許無効審判の審決が確定するまでは特許権の無効を主張できないとしていた。しかし、特許の無効（29 条 1 項新規性、同条 2 項進歩性、36 条 4 項・6 項の記載要件の欠如など）が確実に予見されるときまで当該特許に基づく損害賠償請求を認めることは衡平に反するし、紛争の一回的解決の観点からも妥当ではない。そこで、最高裁は、キルビー判決（最判平成 12・4・11 民集 54 卷 4 号 1368 頁、特許百選 81 事件）において、当該特許に無効理由が存在することが明らかであるときはその特許権に基づく差し止めや損害賠償等の請求は、特段の事情がない限り権利の濫用にあたり許されないとして、「権利濫用の抗弁」を認めた。さらに、平成 16 年改正において、「明らか要件」を外した特許法 104 条の 3 が新設された（実用新案法 30 条による準用、意匠法 41 条による準用、商標法 39 条による準用）。なお、対世的効力で当該特許を無効にするためには、無効審判請求をしなければならな

い点は、従前と変わらない。

● (特許権者等の権利行使の制限) 第百四条の三

特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者又は専用実施権者は、相手方に対しその権利を行使することができない。

2 前項の規定による攻撃又は防御の方法については、これが審理を不当に遅延させることを目的として提出されたものと認められるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができる。

Ⅲ. 特許権侵害の民事訴訟手続

1. 特許侵害訴訟の審理

図6 : Patent infringement lawsuit (outline of the first trial)

- Bring an action (File a complaint with a court)
- Delivery of a complaint to defendant
- Submit a written reply
- Date of oral proceeding (hearing)
- Date of preparation for hearing,
Date of settlement
- Final date of hearing (Conclusion of trial)
- Court Decision

(1) 民事訴訟における手続きの開始から判決までの概要
知的財産に関する民事訴訟も、他の民事訴訟と同様に、民事訴訟法に従って、審理が行われる。

出典 (説明及び写真) : 最高裁判所 HP

(http://www.courts.go.jp/saiban/syurui/minzi/minzi_01_01.html)

【手続の開始－訴えの提起】

ア 訴えの提起

訴えを提起するには、原告又はその訴訟代理人が裁判所に訴状を提出しなければならない。原告は、訴状に請求の趣旨及び原因を記載し、訴え提起の手数料として、法律で定められた金額の収入印紙を貼付することなどが必要となる。

イ. 一般的な民事訴訟の裁判管轄

裁判所法及び民事訴訟法等が定めるところにより、土地管轄と事物管轄を有する裁判所が管轄裁判所になる。

裁判所法によれば、最も下位の裁判所は簡易裁判所で、140万円以下の請求に係る事件について管轄を有する。その上の裁判所が地方裁判所で、一般的な第一審裁判所となる。

一方、民事訴訟法では、原告は、原則として、被告の住所地を管轄する裁判所に訴えを提起すべきこととされている。もっとも、付加的な管轄裁判所も定められている。例えば、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟では、不法行為地を管轄する裁判所に対しても訴えを提起することができ、不動産に関する訴訟では、問題となる不動産の所在地を管轄する裁判所にも訴えを提起することができる。

【口頭弁論等】

ア 訴状の審査等

事件の配てんを受けた裁判官 (合議体で審理される事件については裁判長) は訴状を審査し、形式的に不備がなければ、口頭弁論期日を指定して当事者を呼び出す。訴状に不備があれば、裁判官 (裁判長) は、原告に対して補正を命じる。

イ 口頭弁論

口頭弁論は、公開の法廷において、簡易裁判所では1人の裁判官により、地方裁判所では1人の裁判官又は3人の裁判官の合議体により、高等裁判所では原則として3人の裁判官の合議体により、それぞれ開かれる。地方裁判所については、法律に特別の規定がない限り1人の裁判官が審理することができる。もともと、簡易裁判所の裁判に対する控訴事件は合議体で審理しなければならないし、事案が複雑困難である等の理由で合議体で審理する旨決定された事件についても、合議体で審理することになる。

口頭弁論期日においては、裁判長の指揮の下に、公開の法廷で手続が行われる。原告、被告本人又はその訴訟代理人が出頭した上、事前に裁判所に提出した準備書面に基づいて主張を述べ、主張を裏付けるために証拠を提出することが要求される。被告が欠席した場合には、被告が答弁書等において原告の請求を争う意図を明らかにしていない限り、不利な内容の判決が言い渡される可能性がある。

裁判長は、当事者の主張や立証に矛盾や不明確な点があれば、質問をしたり、次回期日にその点を明らかにするよう準備することを命ずることができる。この権限は釈明権と呼ばれます。

Panel (collegiate) Court for Civil Cases



民事合議法廷

- 1 裁判官 2 裁判所書記官 3 裁判所速記官
4 廷吏 5 原告代理人 6 被告代理人

※最高裁ホームページより引用 http://www.courts.go.jp/saiban/syurui/minzi/minzi_01_01.html

ウ 争点及び証拠の整理手続

判断に必要な事実関係について当事者間に争いがあり、争点及び証拠の整理を行う必要がある事件については、裁判所は、証人尋問等の証拠調べを争点に絞って効率的かつ集中的に行えるように準備するため、争点及び証拠の整理手続を実施することができる。

この手続としては、準備的口頭弁論、弁論準備手続、書面による準備手続の3種類が

あり、裁判所は、事件の性質や内容に応じて最も適切な手続を選択することになる。準備的口頭弁論は、公開の法廷において行われ、争点等の整理に必要なあらゆる行為をすることができる点に特色がある。弁論準備手続は、法廷以外の準備室等において行われる必ずしも公開を要しない手続で、争点等の整理のために証人尋問をできないなどの制約があるが、一方の当事者が遠隔地に居住している場合などには、電話会議システムによって手続を進めることもできる。書面による準備手続は、当事者が遠隔地に居住しているときなどに、両方の当事者の出頭なしに準備書面の提出等により争点等を整理する手続で、必要がある場合には電話会議システムにより争点等について協議することができる。

これらの手続を終了するに当たっては、裁判所と当事者との間で、その後の証拠調べによって証明すべき事実を確認するものとされている。

エ 証拠調べ

口頭弁論又は争点及び証拠の整理手続において、当事者間の争点が明らかになれば、その争点について判断するために、裁判所は書証の取調べ、証人尋問、当事者尋問等の証拠調べの手続を行う。証人は、原則として尋問を申し出た当事者が最初に尋問し、その後相手方が尋問することになっている。裁判所は、通常は当事者が尋問を終えた後に尋問を行う。もっとも、裁判長は、必要があると考えたときは、いつでも質問することができる。証人等の尋問の順序、誘導尋問に対する制限その他の尋問のルールは民事訴訟法及び民事訴訟規則に定められているが、一般的に言って、英米法に見られるような広範で厳格な証拠法則は、日本の制度には存在しない。証拠能力に関する判断は裁判所の裁量にゆだねられているが、裁判所は、基本的に、職権で証拠調べをすることはできない。職権で行うことができる当事者尋問はその例外である。

証拠調べの結果から事実の存否を認定する事実認定の過程では、証拠の証明力の評価は、裁判所の裁量にゆだねられている。

オ 口頭弁論調書

口頭弁論については、立ち会った裁判所書記官が調書を作成しなければならない。調書には、法廷で行われた証人、鑑定人、当事者本人の陳述のほか、当事者の主張や証拠の提出を記載し、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印をしなければならない。また、裁判所には裁判所速記官がおり、裁判所書記官とともに口頭弁論に立ち会うことがある。裁判所速記官の作成する速記録は、調書の一部として引用される。

【訴訟の終了】

訴状の提出により開始された訴訟手続は、様々な事由に基づき終了する。最も典型的な手続の終了事由は、言うまでもなく判決である。裁判所が、証拠調べを行った後、原告の請求が認められる、又は認められないとの心証を得たときは、口頭弁論を終結して判断を下す。判断は、法廷において、原則として判決書の原本に基づいて言い渡される。判決書には、主文、当事者の主張、判断の理由等が記載され、言渡し後速やかに当事者双方に送達される。ただし、被告が原告の主張した事実を争わない場合など、実質

的に争いがない事件については、判決書の原本に基づかない簡易な言渡しが可能であり、この場合には、判決書の作成に代えて、裁判所書記官が主文等を記載した調書を作成することになる。

言い渡された判決は、仮執行宣言が付された場合を除き、確定するまで強制執行の手続をとることはできない。

訴訟手続は、訴えの取下げ、請求の放棄・認諾、裁判上の和解によっても終了する。これらの中で、訴えの取下げは基本的に将来の再訴禁止の効力を生じないが、その他のものについては、これらの事項を記載した調書は確定判決と同一の効力を有することになる。

【判決に対する上訴一控訴と上告】

第一審裁判所の判決に不服のある当事者は、判決送達日から2週間以内に上級裁判所に対して控訴をすることができ、第二審(控訴審)裁判所の判決に不服のある当事者は、上告をすることができる。

つまり、第一審の地方裁判所の判決に対しては、管轄を有する高等裁判所に対して控訴することができ、第二審の高等裁判所の判決に対しては、最高裁判所に上告することができる。

第一審の簡易裁判所の判決に対しては、地方裁判所に対して控訴することができ、第二審の地方裁判所の判決に対しては、高等裁判所に上告することができる。第三審の高等裁判所の判決に対しては、例外的に、憲法問題がある場合には、最高裁判所に上訴することができる。この上訴は、「特別上告」と呼ばれている。

当事者は、第一審の裁判所の判決の法律問題についてのみ不服がある場合には、相手方の同意を得て、直接に上告をすることができる。これは、「飛躍上告」と呼ばれている。

最高裁判所においては、事件は通常5人の最高裁判所判事で構成される小法廷で審理される。しかし、憲法問題を含むような事件(一定の例外もあり得る。)については、15人全員の最高裁判所判事で構成される大法廷で審理される。

控訴及び上告については、次の点が特徴として挙げられる。

控訴については、原判決に不服がある当事者は、常に提起することができる。控訴審では、裁判所は第一審と同様の方法により、事実認定を行う。控訴審は、第一審裁判所の判決に対する当事者の不服の限度で、事実と法律の適用を再度審査する。口頭弁論の性格としては、第一審の審理がそのまま継続したものであり、第一審の審理で行われた手続は、控訴審でも効力を有する。第一審で提出された資料と、控訴審で新たに加えられた資料が、控訴審の判決の基礎となる。

上告審は、法律問題に関する審理を行い、上告審の裁判所は、原則として原判決で認定された事実拘束されます。上告審の裁判所が最高裁判所である場合には、原判決に、1. 憲法解釈の誤りがあることと、2. 法律に定められた重大な訴訟手続の違反事由があることが上告の理由となる。もともと、最高裁判所は、原判決に判例に反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含む事件については、当事者の上告受理の申立てにより、上告審として事件を受理することができる。最高裁判所は、上記1,2

の場合には原判決を破棄しなければならず、さらに、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反があるときは原判決を破棄することができる。

これに対し、上告審の裁判所が高等裁判所である場合には、上記1,2の場合のほか、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があることも上告の理由とされており、上告の理由がある場合には原判決を破棄しなければならない。

【訴訟費用について】

(1) 訴訟費用の負担

法律で定められている訴訟費用は、基本的には敗訴者が負担することになる。訴訟費用には、訴状やその他の申立書に収入印紙を貼付して支払われる手数料のほか、書類を送るための郵便料及び証人の旅費日当等がある。ここでいう訴訟費用は、訴訟を進行するのに必要なすべての費用を含むわけではなく、例えば、弁護士費用は訴訟費用に含まれない。

(2) 支払猶予等の制度

訴訟費用を支払う資力の乏しい者でも、裁判を受ける権利を保障するため、訴訟費用の支払を猶予する制度（「訴訟上の救助」といいます。）が設けられている。ただし、申立ての内容等から勝訴の見込みがないことが明らかなときは、認められないことがある。

それ以外にも、日本司法支援センター（法テラス）が実施する「民事法律扶助による立替制度」がある。資力に乏しい方が問題解決のために弁護士等への依頼を必要とする場合に、資力や勝訴（問題解決）の見込みなどを審査の上、弁護士費用等の立替えを行う。



最高裁判所

※最高裁ホームページより引用



最高裁判所大法廷

2. 特許権侵害訴訟の特別裁判管轄

知的財産権に関する訴訟及び保全命令事件の管轄については、特別な規定が設けられている。

(1) 特許権等に関する訴えの専属管轄

(ア)特許権, (イ)実用新案権, (ウ)回路配置利用権, 又は, (エ)プログラム著作権に関する訴えのうち, 民事訴訟法の管轄の原則規定(民事訴訟法4条, 5条)によれば東日本の地方裁判所(東京, 名古屋, 仙台又は札幌の各高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所)に管轄権がある場合については, 東京地方裁判所が専属管轄を有する(民事訴訟法6条1項)。これ以外の西日本の地方裁判所に管轄権がある場合は, 大阪地方裁判所が専属管轄を有する。

※「特許権等に関する訴え」の例

[1]特許権者から権利侵害者に対する, 侵害行為の差止め及び侵害を組成した物の廃棄を請求する訴訟

[2]特許権者から権利侵害者に対する, 侵害行為により受けた損害の賠償を請求する訴訟

[3]権利侵害者であると主張された者から特許権者に対する, 特許権の侵害による差止請求権や損害賠償請求権の不存在確認請求訴訟

[4]職務発明者から使用者に対する, 職務発明の相当の対価を請求する訴訟

(2) 意匠権、商標権、著作権等に関する訴えの競合管轄

(ア)意匠権, (イ)商標権, (ウ)著作者の権利(プログラム著作権を除く。), (エ)出版権, (オ)著作隣接権, 若しくは, (カ)育成者権に関する訴え, 又は, (キ)不正競争防止法2条1項に規定する不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴えのうち, 東日本の地方裁判所が管轄権を有する場合については, 当事者の選択により, その地方裁判所のほかに, 東京地方裁判所にも訴えを提起することができる(民事訴訟法6条の2)。

(3) 保全命令事件

知的財産権に関する訴えを本案とする保全命令事件は, 本案について専属管轄を有する東京地方裁判所又は大阪地方裁判所が管轄権を有するので(民事保全法12条2項本文), 本案について民事訴訟法の原則規定により東日本の地方裁判所に管轄権がある場合は, 東京地方裁判所に保全命令事件を申し立てる。

(4) 特許権等に関する訴訟の東京地方裁判所から他の地方裁判所への移送

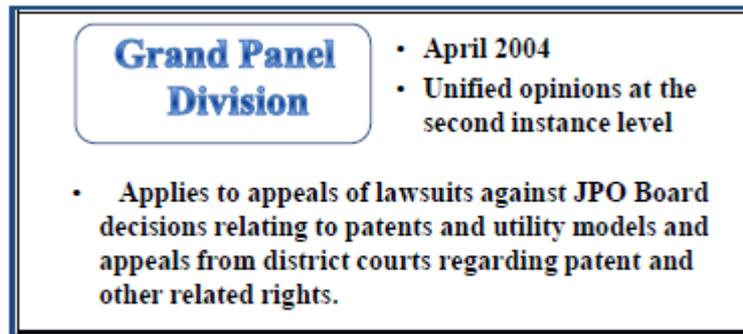
審理すべき専門技術的事項を欠くことその他の事情により、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、管轄の原則規定などの規定により管轄権を有すべき他の地方裁判所に訴訟が移送されることがある（民事訴訟法20条の2第1項）。訴訟の著しい遅滞を避けるための必要がある場合若しくは当事者間の衡平を図るため必要がある場合（民事訴訟法17条）、又は、一方当事者からの申立てとこれに対する相手方の同意がある場合（民事訴訟法19条1項）には、大阪地方裁判所に訴訟が移送されることがある（民事訴訟法20条2項）。

3 知的財産高等裁判所

(1) 平成17年4月1日、東京高等裁判所の特別の支部として、知的財産権訴訟を専門に審理する「知的財産高等裁判所」が発足した。知的財産高等裁判所は、東京高等裁判所、東京地方裁判所及び東京簡易裁判所がある東京都千代田区霞が関の裁判所合同庁舎の17階にある。

(2) 大法廷審理

知的財産高等裁判所においては、3人の合議体による裁判を行うほか、早期の司法判断の統一が要請されるような重要な事案については、5人の合議体（大合議）による裁判を行うことがある。



(3) 裁判所調査官及び専門委員

知的財産高等裁判所に配置されている裁判所調査官は、裁判官の命を受け、特許、実用新案等に関する事件の審理、裁判に関して必要な技術的事項を調査している。さらに、平成17年4月からは、裁判長の命を受けて、口頭弁論期日等において、訴訟関係を明瞭にするため、当事者に対して問いを発することなどができるようになった（民事訴訟法92条の8）。

専門委員は、訴訟関係を明瞭にし、又は訴訟手続の円滑な進行を図る必要がある場合などに、専門的な知見に基づく説明をするために、裁判所の決定により事件に関与する

(民事訴訟法92条の2)。専門委員は、最高裁判所が任命する非常勤職員であり、大学教授や公的機関の研究者など、各専門技術分野における高度な専門的知見を有する方々が任命されている。

4. 控訴審の管轄

(1) 東京地方裁判所が第一審の審理を行った事件の控訴事件の管轄裁判所は、東京高等裁判所である(裁判所法16条、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律2条別表第5表)。そして、東京高等裁判所の管轄に属する特許権等に関する訴え及び意匠権等に関する訴えの控訴事件は、いずれも、知的財産高等裁判所が取り扱う(知的財産高等裁判所設置法2条1号)。したがって、東京地方裁判所に提起された特許権等に関する訴え及び意匠権等に関する訴えの控訴事件の控訴審の管轄裁判所は、すべて知的財産高等裁判所になる。

(2) 知的財産高等裁判所が扱う事件には、行政事件の第一審としての審決取消訴訟、民事事件の控訴審などがある。

1) 審決取消訴訟

特許庁が行った審決に対する不服申立てとしての審決取消訴訟は、東京高等裁判所の専属管轄であり(特許法178条1項等)、その特別の支部である知的財産高等裁判所が取り扱う(知的財産高等裁判所設置法2条2号)。

2) 民事控訴事件

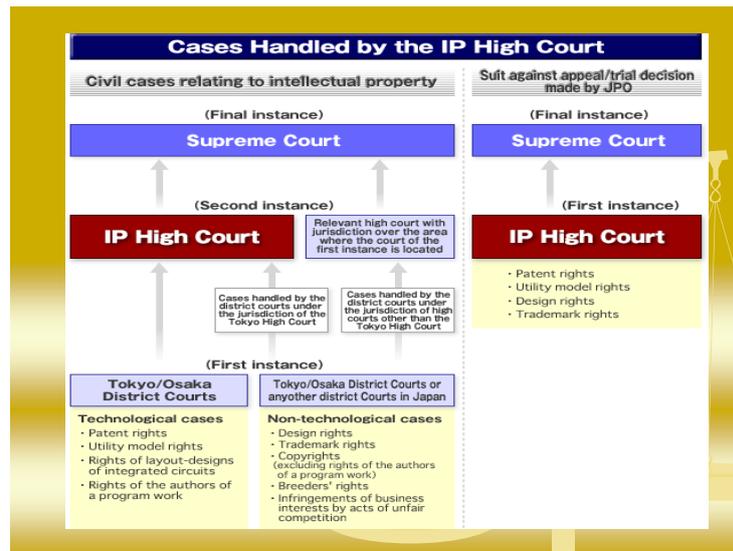
民事控訴事件(民事事件の控訴審)のうち、特許権、実用新案権、半導体集積回路の回路配置利用権及びプログラムの著作物についての著作権者の権利に関する訴えの控訴事件は、東京高等裁判所の専属管轄に属し(民事訴訟法6条3項)、知的財産高等裁判所で取り扱う(知的財産高等裁判所設置法2条1号)。そのため、これらの事件については、全国の事件が知的財産高等裁判所に集中されている。

次に、民事控訴事件のうち、意匠権、商標権、著作権者の権利(プログラムの著作物についての著作権者の権利を除く。)、出版権、著作隣接権、育成者権、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴えの控訴事件については、第一審を取り扱った各地方裁判所に対応して、全国8か所にある高等裁判所が管轄を有するので、そのうち、東京高等裁判所の管轄に属する事件を知的財産高等裁判所が取り扱う(知的財産高等裁判所設置法2条1号)。

3) その他の事件

1), 2) 以外に知的財産高等裁判所が扱う事件としては、東京高等裁判所の管轄に属する民事事件及び行政事件のうち、主要な争点の審理につき知的財産権に関する専門的な知見を要する事件（知的財産高等裁判所設置法2条3号）がある。

1) の審決取消訴訟及び2) の民事控訴事件についての管轄及び審級を図示すると、次のとおりである。



※知財高裁ホームページより引用 <http://www.ip.courts.go.jp/>

IV. 裁判外紛争解決制度 「Alternative Dispute Resolution (ADR)」

1. 総論

「紛争解決」というと、第一に、裁判手続に訴えることが想起される。しかし、紛争解決手段としては、裁判だけではなく、「裁判外の紛争解決」(Alternative Dispute Resolution. 略称「ADR」。)という手段も、各国において普及している。実際、裁判手続は、国ごとの司法制度の違いや、訴訟法上の適正手続保障の必要等により、多様かつ複雑な手続になりがちです。また、裁判手続では、紛争解決までに、多大な、時間やコストもかかる。適切な契約処理により紛争を予防するとともに、紛争が発生したときには、「調停」「仲裁」などの、裁判外紛争解決手段を上手に活用することが重要である。

2. ADRの種類

常設のADR機関は、その担い手によって、司法型、行政型、民間型に分類できます。日本には、以下のようなADR機関がある。

a) 民間型：日本知的財産仲裁センター (Japan Intellectual Property Arbitration Center; JIPAC)、日本商事仲裁協会 (Japan Commercial Arbitration Association)、海運集会所、弁護士会仲裁・調停センター、業界別PLセンター等。

日本知的財産仲裁センター (JIPAC) は、1998年3月、日本における唯一の知的財産分野を専門とする民間ADRとして、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で設立し、以来、12年余にわたり共同運営をしている民間ADRである。弁護士、弁理士、学識経験者がそれぞれの知識と経験を活かして、相談、調停、仲裁、センター判定、ドメイン名紛争裁定、必須判定などにより、知的財産権に関する様々な問題を解決している。高等裁判所の管轄と同様に、JIPACも、東京本部、関西支部、名古屋支部及び北海道支所、東北支所、中国支所、四国支所及び九州支所の8つの拠点をもち、調停・仲裁は、これらの各地の弁護士会館、弁理士会館その他センターが指定する場所で行われる。JIPACの調停は、3回の期日、第1回期日から6ヶ月以内で終了することを目標としており、解決までの平均期日回数は4回である。民事裁判においては1審ごとに訴額に応じた訴訟印紙を貼らなければならない。また、多くの民間仲裁機関はタイムチャージの仲裁人の費用を支払うが、JIPACは比較的低額の一律料金のため費用面で有利である (調停の申立手数料5万円。調停申立が却下された場合、または被申立人が調停の申立に応じなかった場合には、納付した申立て手数料5万円から事務処理手数料2万円を差し引いた金3万円を申立人に返還される。その他にかかる費用としては、期日手数料 (各当事者につき1回毎に5万円) と和解契約書作成立会い手数料 (各当事者につき、原則15万円)。

b)行政型：公害等調整委員会，建築工事紛争審査会，住宅紛争審査会、労働委員会等。これらは、特別法で特定の分野に限り、紛争解決のためにあつせん、調停、仲裁などの制度を設けている。

c)司法型：民事調停，家事調停。民事調停は、通常の裁判所で行われるが、訴訟と異なり、裁判官のほかに一般市民から選ばれた調停委員二人以上が加わって組織した調停委員会が調停を行います。医事関係，建築関係，賃料の増減，騒音・悪臭等の近隣公害などの解決のために専門的な知識経験を要する事件については，医師，建築士，不動産鑑定士等の専門家の調停委員が関与する。家事調停とは、家庭裁判所で行われ、離婚や相続をめぐる争いのような夫婦・親子・親族など家庭に関する紛争を扱います。裁判所における調停は、合意した内容を調停調書に記載すると確定判決と同じ効力があります。調停で合意し調書に記載された約束（金銭や養育費の支払い）が、後日守られない場合は調停調書に基づき強制執行手続ができる。

なお、以上の「機関仲裁」の他に、「非機関仲裁」（「アドホック仲裁」ともいわれます。）もある。これは、機関の手助けを得ないで、当事者自身で作ったり選んだりした規則に従って手続を進める仲裁で、主として大規模で複雑な国際仲裁に使われる。

3. 関連する法律：仲裁法とADR法

① 国際商事仲裁に関する模範法（アンシトラル・モデル法。国連国際商取法委員会（UNCITRAL）1985年採択）は、ニューヨーク条約のように批准して国内法として効力を認めるといった性質のものではないが、国際標準として全面的に採用されており、日本でも、明治以来の旧法を改正した現行仲裁法（平成16年3月1日施行）に取り入れられました。現行仲裁法は、仲裁地が日本国内にある、国際・国内、商事・非商事の双方の仲裁手続に関する日本国内の裁判所の手続に適用されます（仲裁法13条6項（仲裁合意の独立性）及び同法14条1項（防訴抗弁）参照）。

② また、裁判外紛争解決手続の利用促進に関する法律（ADR法）とは、法務省の認証を得たADR組織による和解仲介手続に時効中断効を与える法律であり、平成19年4月1日に施行された。

4. 仲裁と調停

「仲裁」は、「調停」や「和解あつせん」とは、大きく異なる。

調停・和解あつせんの場合は、調停人・あつせん人が和解案や「裁定」を出すことはあるが、当事者はそれに拘束されない。これに対して、仲裁を始めるためには、当事者が、現在または将来の紛争の解決を第三者（仲裁人）の裁定にゆだねて、かつそれに拘束されることを認めるという、合意・約束（これを「仲裁合意」といいます。「仲裁契約」ともいいます。）（仲裁法2条1項）の存在することが必要である。仲裁合意には次のような効果がある。

①仲裁合意をすると、その紛争について一方が裁判所に提訴しても、他方は原則として「訴えの却下」を求めることができる（仲裁法14条）。その意味で、仲裁合意は裁

判に訴える権利を放棄する合意（訴権放棄合意）を含むと言われている。ただし、仲裁合意をしても、調停、和解あっせん等の他のADRで解決することは排除されないし、調停・和解あっせん手続に応じたからといって、仲裁合意が破棄されたことには原則としてならない。

②仲裁合意をすると、その仲裁合意の範囲に入る当事者起案の紛争については、仲裁合意で指定した仲裁人・仲裁機関に対して一方当事者から申立がなされた場合は、他方当事者はこれに応じて、手続に参加する義務を負うことになる。他方当事者が仲裁手続に応じなくても、仲裁判断（裁判における判決に相当する。）が出てしまう。

③仲裁合意は、その仲裁合意の範囲に入る当事者間の紛争についての仲裁人の裁定に拘束されることを認める合意なので、仲裁判断ができれば、当事者間では裁判所で判決がでたことと同一の効果を持ち、裁判所の執行決定により執行力を得る（仲裁法45条、46条）。

④仲裁判断に対しては、それに不服であっても、原則として、不服申立てはできない。裁判所に訴えを提起することもできないし、別の仲裁人や仲裁機関に再審査を申し立てることもできない。例外は、仲裁合意が無効であった等の一定の限られた場合だけである（仲裁法44条）。従って、三審制をとる裁判手続と違って、仲裁は、一審限りの裁判と同じ意味を持つ。

これに対して、「調停」は、紛争解決に助力してくれるよう、第三者に依頼する点は仲裁と同じである。しかし、調停人が調停案を提示しても、当事者が受け入れなければ、そこで終了し、当事者が裁判所から執行判決を得ることはできない。

このように、手続開始の要件として、仲裁は、申立前における両当事者間の仲裁合意が必要ですが、調停は不要である。また、仲裁はいったん仲裁を開始すると、途中で脱退することはできませんが、調停はいつでも脱退することができる。

5. ADRのメリット

特許紛争におけるADRのメリットとしては、①非公開性、②柔軟性、③専門性、④迅速性、⑤国際性があげられる。

①の非公開性とは、憲法上の裁判公開原則のある裁判と違って、ADRでは非公開で手続を進められることである。特許裁判の内容には営業秘密を含む情報が含まれることが多いが、裁判において秘密性を維持するためには複雑な手続を必要とする。これに対して、ADR手続は非公開手続であるため営業秘密や企業の内部情報がからむ問題に適している点である。

次に、②の柔軟性とは、当事者の合意や調停人・仲裁人の裁量により、比較的柔軟な手続で進められる点である。もっとも、この柔軟性は、仲裁よりも調停において顕著である。

③の専門性とは、調停人・仲裁人の専門性、資質等について当事者が合意できたり、当事者が仲裁人を指名できる点である。上記のJIPACの場合、知財分野における「専門性」において大きなメリットがある。

④の迅速性は、裁判より迅速な解決が図り得る点である。最近の日本の知財訴訟は第

1 審の訴え提起から弁論終結までが平均で1年を切るなど、他国に比べて迅速化しているが、それでも、日本の裁判は三審制をとっているため、第1審判決後の、高等裁判所における控訴審裁判及び最高裁判所における上告審を含めると数年以上に長期化するおそれがある。これに対して、J I P A Cの平均解決期間は調停4カ月、仲裁6か月と、かなり迅速な解決が望める。

⑤の国際性は、仲裁には、国際的な民事紛争において特に大きなメリットがある点である。

人・物・情報がグローバルに流通する現代において、国境を越えた知財紛争が日常化している。しかし、知的財産権は国ごとに登録され、知財紛争の裁判管轄や準拠法について、統一的な解決には至っていない。契約交渉において裁判管轄条項や準拠法条項はしばしば争点になる。こうしたとき、両当事者が信頼できる仲裁機関における仲裁合意が良く行われる。さらに、裁判では、多国籍紛争が発生した場合、莫大な費用を投じて裁判に勝訴しても、その外国判決を執行するためには、外国判決の承認及び執行という手続が必要であるが、ニューヨーク条約（外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約。日本は1961年加盟）により、加盟国間での国際的執行力が保証されている。

6. 調停から仲裁へ

仲裁合意のメリットは反面、デメリットにもなる。すなわち、仲裁合意をすると、裁判所に訴えることができなくなること、仲裁判断への上訴・不服申立てができないこと（一審限りの裁判と同じ）、仲裁機関または仲裁人によっては、裁判に比べて、かえって長引いたり、また、仲裁人費用についてタイムチャージ制をとる仲裁機関では、費用が非常に高額になったりすることがある（この点、タイムチャージ制をとらないJ I P A Cなら料金面でも安心である。）。さらに、仲裁は、判決のように仲裁判断は公開されていないので予測可能性に乏しく、リスクが高いこと、特に国際仲裁の手続は次第に訴訟手続に近づき、柔軟性を欠き、訴訟に匹敵する高額な代理人費用も生じるなどの傾向も見られる。

このような仲裁のデメリットを考慮すると、より自由度の高い「調停」に、ADRとしての長所を見ることができる。アメリカでは、同一人が仲裁人としても調停人としても機能する「調停」(英語の med・arb つまり arbitration (仲裁) と mediation (調停)) という、仲裁と調停の混合手続も見られる。日本では、まず、仲裁と調停の両方の手続のメリットを生かせるように、まず、調停手続から入って、その中で、仲裁合意を取り付けられた場合には、仲裁手続に移行するという実務が行われており、J I P A Cにおいても、推奨している。

上記のJIPACによるADRを活用する参考仲裁条項案は以下の通りである。

【参考仲裁条項案】

第〇条 (紛争の解決)

この契約に起因または関連する甲乙間の一切の紛争は、日本知的財産仲裁センターの仲裁手続規則に基づく仲裁に付し、その仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁地は〇〇とする。

V. 水際対策

1. 総論

特許侵害行為に対しては、侵害品を水際で差し止める制度が有効である。日本においては、関税法において特許侵害品の水際差止制度が設けられている。関税法（69条の2及び同条の11）の規定する「輸出してはならない貨物」「輸入してはならない貨物」とは、関税関係法令以外の法令により輸出入が規制されている物品であり、関税法独自の侵害物品があるわけではない。したがって、知的財産侵害物品に該当するか否かの判断は、各知的財産法に基づく侵害判断を前提とする。

ところで、水際差止において、知的財産権の侵害判断（認定）の権限を税関に付与するか否かは国によって異なる。確かに、知的財産侵害物品の水際取締りは、侵害実態、流通実態からみて、申告・許可行為を要する税関手続の中で実施することが効率的であることは国際的にも認められている。しかし、水際差止には、侵害が明白なものについて迅速に止めたい場合と、侵害の有無や権利の有効性に争いがあり得る物について、判断を慎重に行うべき場合の両方がある。欧州各国のように権利の種類を問わず税関は受理・執行機関であって、侵害判断は裁判所の司法判断に委ねる例や、米国や韓国のように、税関手続における侵害認定は商標権侵害・著作権侵害の場合に限り、外観による侵害判断が困難かつ判断に専門性を要する特許権侵害などの場合は、その侵害判断は税関とは別の機関（米国の国際貿易委員会（ITC）や韓国貿易委員会（KTC））の権限とする例がみられる。我が国では、特許権侵害認定も含めて税関の権限としている。

（1）「輸入してはならない貨物」

関税法69条の11（平成18年改正前関税定率法21条）の1項柱書は「次に掲げる貨物は、輸入してはならない。」とし、9号において「特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品」、10号において「不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号まで（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第19条第1項第1号から第5号まで（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品」と定めている。さらに、同条2項は「税関長は前項第1号から第6号まで、第9号又は第10号に掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。」と定めている。本条の没収は、附加刑としての没収とは異なりもっぱら保安的な目的を持つ税関による行政没収である。

（2）輸出してはならない貨物

「輸入してはならない貨物」のうち、回路配置利用権侵害物品だけは、「輸出してはならない貨物」（関税法69条の2第1項3号・4号）とされていない。これは、半導体集積回路の回路配置に関する法律において輸出が侵害行為とされていないためである。また、輸出してはならない貨物について同条2項により税関が行う行政処分は、没収して廃棄することのみである。輸入の場合と異なり、「積戻し」は、別途、輸出貿易管理令第1条第1項第1号及び同令別表第2第45号の規定により経済産業大臣の承認を得なければならない。

平成21年分の差止実績によれば、輸入差止件数は21,893件であり、中国来の知財侵害物品の差止件数は18,893件で、前年比で減少となったものの、仕出国別の構成比では前年より5ポイント増の86.3%を占め、一極化が進んでいる。また、医薬品の差止が8.1%と前年度から引き続き高水準である。輸送形態別輸入差止件数(構成比)は、郵便物21,162件(構成比96.7%)、一般貨物731件(構成比3.3%)である。輸出差止申立ては、平成21年に初めて受理され、特許権と商標権に係るものが各1件である。

2 差止申立制度の概要

(1) 差止申立て

通常の輸入手続においては、輸入者が、税関に対して輸入申告を行うと、税関は関税法67条により通関手続を行う。通関手続とは、審査・検査、関税の納税、輸入許可のプロセスをいう。輸入者は通関手続を完了すると、貨物を引き取ることができる。この審査には、知的財産についての審査が含まれる。

知的財産については、権利者は、予め、税関に対して、「輸出差止申立」(関税法69条の4)、「輸入差止申立て」(関税法69条の13)をすることができる。対象となる権利は、平成7年の輸入差止申立制度導入当初は商標権、著作権及び著作隣接権だけであったが、平成15年改正により特許権、実用新案権、意匠権、育成者権を追加、平成17年改正により、取締対象に形態模倣品等の不正競争防止法違反物品を追加した。平成18年改正によりこれらの権利について同様に、輸出差止申立制度(関税法69条の4)が導入された¹。なお、前述の「輸入してはならない貨物」のうち、回路配置利用権侵害物品についてだけは、もともと、輸入差止申立の対象になっていない。これは、同物品についてはTRIPS協定上義務となっていないことに加え、平成7年1月以降、権利者からの情報提供及び差止実績が皆無であるため取締強化の実効性が見込まれないためである。

平成20年4月より、差止申立手続の簡素化が開始され、差止申立書及び侵害の事実を疎明するために必要な証拠(添付資料)はいずれか一つの税関に対して1部提出すればよく、その税関で受理されれば、その他の税関においても差止申立てが有効となった。

(2) 差止申立の受付

差止申立の受理については、税関の知的財産センターが、事前相談や実質的な審査に関与している。権利者より差止申立が提出されると、税関は、まず形式審査を行い、形式的な要件を充足していれば、税関ホームページに差止申立の「受付」があったことを掲載する。申立てにより、想定される輸入者等が判明している場合には、税関は、当事者間で争いが無いことが明らかであるときなどを除き、想定される輸入者等に連絡して、意見を述べる機会を付与することとしている。利害関係者は、申立受付の税関ホームページへの掲載後、10執務日までの間に意見を提出することができる。

¹ TRIPS 51条は商標権・著作権・著作隣接権についての輸入差止申立制度の導入のみを義務付けるが、それ以外の権利及び輸出については加盟国の任意としている。

意見が提出されない場合には、権利者から提出された差止申立書及び添付書類に基づいて税関が審査を行う。税関が、侵害の事実が疎明されていると認められる場合には、申立が受理される。

利害関係者からの意見（例えば、自分が輸入する物品は権利を侵害していない、または、そもそも、権利者の権利は無効であるなど。）が出された場合や、侵害の事実が疎明されているか否かの判断が困難である場合などには、専門委員への意見照会を行った上で、受理いかんが判断される（後述*照）。

（3） 申立の受理

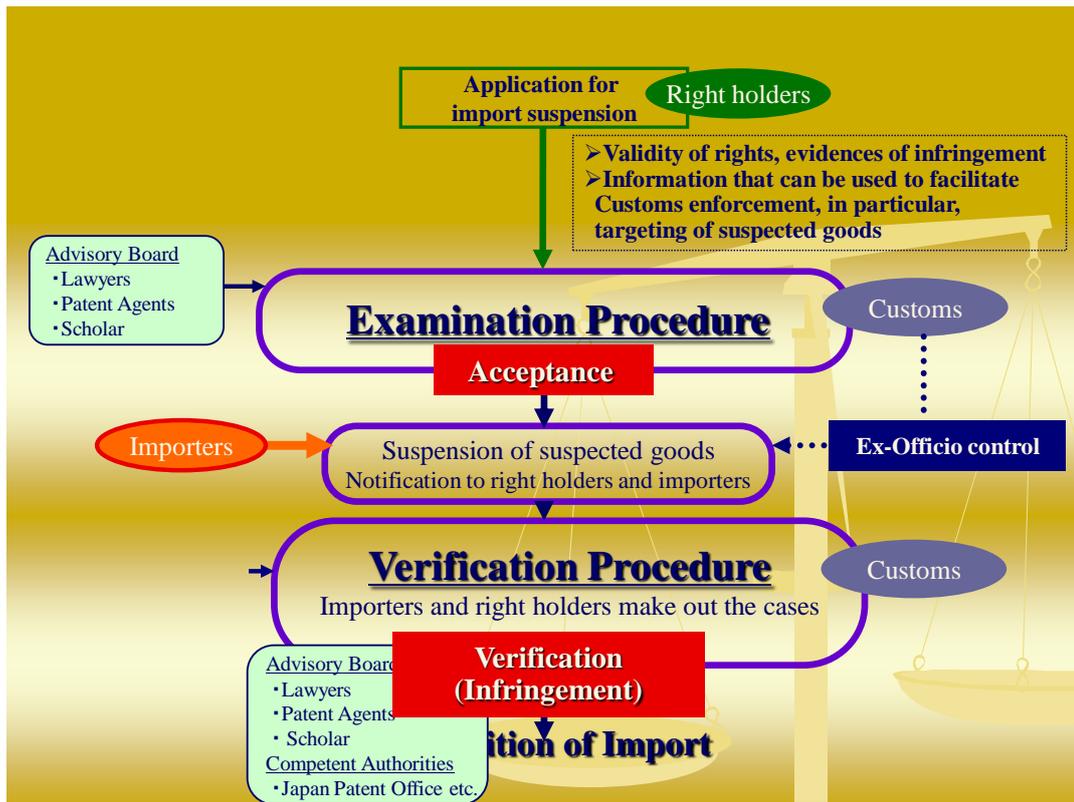
差止申立てを受理した場合、税関長名で申立人に対し、有効期間を記載した通知書により受理したことを連絡する。不受理の場合には、不受理の理由を記載した通知書により連絡する（TRIPS 5 2条参照）。不受理に対し、不服がある場合には、その通知のあったことを知った日の翌日から起算して2ヶ月以内に、税関長に対し、異議申立てを行うことができる。税関が差止申立を受理した場合には、その旨が、税関ホームページに掲載される。受理の有効期間は最長2年間で、更新が可能である。

差止申立が受理されると、税関において、権利の内容や侵害品の識別方法などが明確となり、効果的な水際取締が可能となる。税関では、年間1,700万件を超える輸入申告があり、的確に知的財産侵害物品の差止を行うには、権利者からの情報（識別ポイント等）の提供が必要不可欠と言える。

3. 認定手続の概要

関税法69条の3（輸出の場合）及び同条の12（輸入の場合）は、税関が知的財産侵害の疑いのある物品を発見した場合に執るべき認定手続について規定している。「認定手続」とは、税関が知的財産侵害の疑いのある物品を発見した場合に、輸入（出）者及び権利者に侵害の該否に係る証拠や意見を提出する機会を与えた上で税関が侵害の該否を認定する手続を執る制度である。通常は、権利者が、輸入（出）差止申立てとともに侵害の事実を疎明する証拠を提出し、税関が申立を受理したものに係る貨物が発見された場合に、税関は認定手続を執ることになる。輸入（出）差止申立がされていない貨物であっても、知的財産侵害物品に該当する蓋然性が高いと認められる場合に、税関が職権で認定手続を執ることは可能ではあるが、極めて限定的な場合である（「関税法解説（1） 齊藤和久著」C I P I Cジャーナル vol.194（'10.02）11頁参照）。

図 7 : IPR Enforcement Procedures



(1) 認定手続開始通知

税関は、侵害疑義物品を発見すると、権利者・輸入（出）者双方に「認定手続開始通知」を送る。同通知には、疑義貨物の品名および数量、疑義貨物に係る権利（不正競争防止法違反物品にあつては、商品等表示又は商品の形態）の内容、認定手続を執る理由、疑義貨物が輸入差止申立に係るものであるか否か等が記載される。平成16年（2004年）改正により、権利者、輸入者双方にそれぞれの相手方の氏名又は名称及び住所を通知するとともに、税関に提出された書類や貨物から判明する範囲内で生産者の氏名若しくは名称又は住所を権利者に通知する制度を導入した（TRIPS 協定54条「物品の解放の停止について速やかに通知を受ける。」及び同旨の58条（b）の規定を担保するもの）。

(2) 簡素化手続

認定手続では、TRIPS の要請を担保するため、権利者・輸入（出）者から提出される証拠・意見に基づき、税関が侵害の該否を判断することが原則である。しかし、輸入取締りの実態をみると、認定手続開始通知の名宛人である輸入者から証拠・意見が提出されたのは、輸入郵便物で0.3%、一般貨物で9.2%に過ぎない（平成18年6月からの1年間）。他方、権利者は、証拠・意見を提出しないと疑義貨物の輸入が認められかねないことから、遠隔地の税関管署に赴いたり、証拠の提出等の大きな負担を要していた。また、税関にとっても輸入者が争う意思がない場合でも、認定手続を進めることは大きな事務負担となる。

このような輸入取締りの現状を踏まえ、平成19年6月より、疑義貨物が輸入差止申立てに係る貨物（特許権、実用新案権及び意匠権に係るものを除く。）である場合には、税関は、輸入者に対し、争う意思がある場合には、認定開始通知を受け取った日から起算して10執務日（行政機関の休日を含まない。）以内にその旨を書面で提出するよう通知し、同期間内に輸入者から争う意思が示されない場合には、税関は直ちに侵害の該否を判断するという、認定手続の簡素化手続が導入された（関税法施行令62条の16第1項・第4項5号）。これにより、権利者は意見・証拠を出す必要がなくなり負担が軽減される。現在、この簡素化手続は、認定手続全体の9割近くに適用されている。

簡素化手続は、輸入取締りの実態を踏まえて導入した手続であるため、輸出取締りには導入されていない。また、輸入取締りについても、簡素化手続の対象は、予め輸入差止申立てが受理されている商標権、著作権、著作隣接権に限定されている²。

（3）通常手続

1）輸入取締りの場合

認定手続開始通知に対して輸入者が争う意思を示した場合には、税関は、改めて、権利者・輸入者に対して証拠・意見の提出を求め、また、認定の基礎とする証拠に対する意見提出の機会が付与され、それらを踏まえて侵害の該否を認定する（詳細手続はIV3参照）。これは TRIPS 協定41条3項の「本案についての決定は、当事者が意見を述べる機会を与えられた証拠にのみ基づく。」との規定を担保する手続保障の観点から踏まえた規定である（関税法施行令62条の16参照）。なお、通常手続において、輸入者は、いわゆる「自発的処理」（権利者と争わず、当該疑義貨物について滅却、廃棄、任意放棄、積戻し、輸入同意書の取得、切除等の修正などを行うこと）ができる。このうち輸入同意書の取得、切除等の修正の場合は非該当認定を行い、輸入許可され、その他の場合については、認定手続を取りやめる。

2）輸出取締りの場合

輸出取締りの場合は簡素化手続の適用はないから、あらかじめ輸出者の争う意思を確認することなく、輸出者及び権利者に対し、証拠・意見の提出の機会を与える。なお、輸入の場合と異なり、自発的処理（疑義貨物の廃棄・滅却、国内引取り、任意放棄）により認定手続を取りやめる場合は（輸出許可を受けるまでは内国貨物であり対応する関税関係法令上の手続はない）、法的にその事実を税関が把握できるよう、あらかじめ「輸出取りやめ届出書」を税関に提出しなければならないこととされている（第69条の3第6項）。

² 簡素化手続の対象が、輸入差止申立に基づく認定手続に限定されているのは、申立の受理段階で、すでに税関が疎明資料に基づき申立の内容を審査しており、輸入者から証拠提出がなくても、通常は、権利者からのすでに提出された証拠等に基づき侵害の該否を判断可能と考えられる一方、職権で認定手続をとった場合は、権利者に争う意思があるかどうか不明で、権利者から侵害の疎明資料も提出されていないからである。また、特許権等に係る輸入差止申立を対象外とするのは、この場合、認定手続には「通関解放制度」（期限20日間）が適用され、簡素化手続によって輸入者が争う意思を示すまでに10執務日、争う意思を示す場合は証拠・意見の提出までにさらに10執務日を要することになると、税関は提出された証拠・意見の内容を検討する時間的余裕がないまま、通関解放の期限が到来してしまうためである。

(4) 認定通知

認定結果は、「認定通知書」を権利者、輸入者双方に交付して、通知する。ただし、上記の簡易手続が執られて税関が侵害に該当すると認定したときは、没収通知を兼ねた「認定（没収）通知書」が通知される。非該当認定の場合は、輸入許可され、該当認定の場合は、認定通知後、異議申立ができる期間2ヶ月を超え、輸入者による自発的処理がなされない場合は、税関は当該貨物を法律に基づき没収し、処分する。認定結果に不服がない場合は、滅却、廃棄、積戻し（ただし、輸出承認が必要であり、商標権、著作権又は著作隣接権侵害と認定された貨物は承認されない。）、任意放棄等の処分を行う、若しくは、権利者からの輸入同意を得るまたは当該貨物の侵害部分の切除等の修正が可能である。認定結果に不服がある場合は、行政不服審査法、行政事件訴訟法に基づき、処分の適否を争うことができる（脚注iv参照）。

4 専門委員制度の概要

(1) 差止申立の場合（関税法69条の5（輸出）、同条の14（輸入））

1) 申立ての受付の公表に対して、利害関係者から意見が提出された場合は、その意見が明らかに理由がないと認められる場合等特段の事情がない限り、税関は、専門委員に意見を聴く。また、利害関係者から意見が提出されない場合であっても、申立人と利害関係者が訴訟等で争っている場合や争う可能性が高いと判断される場合、申立人が侵害と認める物品が申立人の有する権利の範囲に属するか否かの判断が難しい場合等においては、税関は専門委員に意見を聴くこととしている。この場合に専門委員に意見を聴くのは、「提出された証拠が当該申立に係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて」である。例えば、特許権に係る輸入差止申立の場合は、技術的範囲の属否及び、並行輸入、権利無効、権利消尽、先使用、試験研究、権利濫用等の侵害成立阻却事由の有無も含まれる。特許法104条の3第1項は「特許権の侵害に係る訴訟において」と規定しており同規定を税関による水際における侵害判断に類推適用できるかどうかは議論があろうが、税関としては、専門委員から無効理由がある旨の意見が提出された場合には、少なくとも、知的財産の専門家である専門委員が無効事由があると判断する以上、侵害の事実を疎明するに足りると認められる証拠が提出されていないと判断することになると考えられる「関税法解説（1）齊藤和久著」CIPICジャーナル vol. 194（'10.02）31頁参照）。

2) 手続概要は以下の通りである。

①当事者意見を相手方に開示する。意見聴取の場の7執務日前の日まで追加意見を提出可能。②意見聴取の場の開催。通常、東京税関本関の会議室において、専門委員、権利者、輸入者又は輸出者が集まる。当事者は専門委員に意見陳述でき、専門委員から質問もできる。営業秘密等、他の当事者への開示により自己の利益が害されると認められる事項については別々に意見陳述をすることもできる。③当事者は補足意見書の提出が可能。④専門委員から税関長に対して「意見書」を提出する。⑤当事者は、専門委員意見

書に明らかな事実誤認等の特段の事情がある場合には、意見提出可能。⑥税関は、明らかな事実誤認等の特段の事情のない限り、専門委員の多数意見を尊重して、受理・不受理・保留を決定する。

(2) 認定手続の場合（関税法第69条の9（輸出）、同条の19（輸入））

1) 認定手続において税関が専門委員に意見を聴くのは、侵害物品に該当するか否かの「認定をするために必要があると認めるとき」である。前記のとおり、税関による水際取締りは権利者からの輸入（出）差止申立がなされた場合が中心であるから、通常は、輸入（出）差止申立てにつき専門委員に意見を聴く過程で侵害の該否に関する論点が検討される。したがって、税関としては同検討を踏まえて侵害の該否を判断できるため、認定手続において専門委員に意見を聴く場合は、輸入（出）差止申立時に明らかでなかった争点が認定手続において出され、侵害の該否の判断が難しい場合となる。この場合、専門委員に意見を聴く事項は「認定のための参考となるべき」事項である。ただし、特許権、実用新案権又は意匠権の技術的範囲等については特許庁長官に意見を聴くことになることから、専門委員に意見を聴くことはできず、また、育成者権侵害の該否は農林水産大臣に、不正競争防止法違反の該否については経済産業大臣に、認定のための参考となるべき意見を求めることになることから、専門委員に意見を聴くことはない。専門委員制度が平成18年4月に導入される以前から、専門家活用の観点から、これらの各意見照会制度が導入されており、手続の重複による遅延を招かないためであると説明されている（「関税法解説（2）齊藤和久著」CIPICジャーナル vol.195（'10.04）59頁、60頁参照）。

2) 手続の概要は以下の通りである。

①税関は、委嘱した専門委員、「認定手続における専門委員意見照会書」を送付して意見を求める。この場合、税関は、専門委員の意見を聴くべき争点及び当事者から提出された証拠・意見を整理し、これらに対する税関の考え方を明確にした上で、意見聴取の場を開催する場合を除き、個別に専門委員の意見を聴くことになる。②当事者に対しては、税関は、「認定手続における専門委員意見照会実施通知書」により、専門委員の氏名並びに専門委員の意見を聴くべき争点及びそれに対する税関の考え方を通知する。意見聴取の場が開催されるときはその日時・場所等が合わせて通知される。③意見聴取の場が開催される場合の手続は、差止申立ての場合の手続と同様である。④専門委員は、疑義貨物が侵害物品に該当するか否かに関し、税関の考え方の妥当性について意見（結論及び理由）を口頭で述べる。⑤税関は、明らかな事実誤認等の事情がない限り、専門委員の多数意見を尊重して、侵害物品に該当するか否かの認定をする。

5 その他、輸入差止申立てに係る供託等（関税法69条の15。TRIPS協定第53条1項を担保する制度）、通関解放制度（関税法69条の20。TRIPS協定第53条2項を担保する制度）がある。また、水際取締強化のため、輸出入禁止物品の輸出入の既遂・未遂の懲役刑は平成22年6月1日から10年以下に引き上げられた（関税法第108の4及び109条。平成22年3月26日成立）。

VI. 刑事手続

特許権又は専用実施権を侵害した者（第101条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千
万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する（特許法196条）。なお、同条は、商標
法、意匠法、実用新案法、著作権法にも準用されている。

以上